

解約手続きのご案内

■お申し出から敷金返却まで

- ①まずは(株)永和まで電話にてお申し入れください。
建物賃貸借契約では、明渡しの1ヶ月前までに解約を申し入れ士、通知することになっております。実際のお引越し日が申し入れた日から1ヶ月以内であった場合は、申し入れた日から1ヶ月後までは賃料・共益費をお支払いいただきます。
- ②「解約申出書」（通知書）を(株)永和までご送付ください。
この用紙の右側が「解約申出書」となっておりますので必要事項をご記入・ご捺印の上、下記送り先へご郵送、FAX、メールのいずれかの方法でご送付ください。
- ③お引越し日が決定しましたら、再度ご連絡をください。
明渡しの立会い日時、鍵と契約書の返却方法をご相談させていただきます。（物件によっては立会いを行わない場合もあります。）なお、立会い日は退去日の少なくとも10日前までには決定の上、(株)永和にご通知ください。
- ④鍵と敷金お預かり証を返却。
事前にご相談させていただいた方法によってご返却下さい。
なお、鍵のコピーを作っている場合はその鍵もご返却下さい。
また、鍵は1本でも紛失された場合は、新たな鍵に交換しますので、鍵代・取り付け費用の実費をご請求させていただきます。
- ⑤敷金のご返却
退去確認後、原状回復費用の見積もりの後、返却いたします。但し振込の場合、振込手数料は差し引かせていただきます。

■注意事項

- 解約日までに鍵の返却が無い場合は、明渡しが完了したことになりませんので特にご注意ください。
- 公共料金等（電気・ガス・水道・新聞等）の精算、お引越し手続きを済ませてください。
- 郵便局に移転手続きをお願い致します。
- 回収日に間に合わなかったゴミ（粗大ゴミも含む）は、転居先にて処分してください。
- 火災保険、住宅総合保険をご契約されている場合は、ご契約の保険会社に直接解約のお手続きをお願い致します。（解約されない場合、次のご入居者が保険に入れません。）

■解約のお申し出・お問い合わせ先
〒152-0004
東京都目黒区鷹番2-16-22
株式会社永和 管理部
TEL:03-5768-8228
FAX:03-5768-8229

TEL :

解約申出書

様

今般私は下記日付をもって本件賃貸借契約を解約し、同日までに下記物件を明渡しいたします。
万一、期限までに当該物件を明渡さないことによって生じた損害は、「賃貸借契約書」第15条に基づき、下記解約日の翌日以降、明渡し完了に至るまでの日割り賃料・共益費相当の倍額を遅延損害金として、また明渡し遅延により貸主が受けた全損害を賠償し、その際にかかる諸費用を当方にて即時支払うことを何ら異議無くお約束いたします。

物件名		部屋番号	
契約者名			

※御記入欄

解約日	年	月	日	立会希望日	年	月	日
使用駐車場	有(No.)	無					
使用駐輪場	有(No.)	無					
転居先住所				TEL			
勤務先				TEL			
敷金返金口座	銀行			支店			
	口座種別	普通 ・ 当座		口座番号			
	フリガナ						
	名義人						

※振込手数料は差し引かせていただきます。

年 月 日

住所:

TEL:

氏名: 印

備考
こちらの用紙を左の線に沿って切り取り、弊社までご返送下さい。
宛先はFAX:03-5768-8229、もしくはメールでのご返送を希望される場合はTEL:03-5768-8228までお問い合わせ下さい。